

保育施設整備に係る中期的な取り組みの検討状況について

(付議の要旨)

保育施設整備では、子ども計画後期計画(以下、「後期計画」という。)の目標事業量を1年前倒しで達成する見込みである。達成後の新たな目標事業量及びその実現に向けた平成26年度の整備量について、これまでの申込者数の推移を踏まえ、平成30年4月時点における待機児童解消を念頭に検討したので報告する。

1 これまでの取り組みと今後の整備の考え方

区では、平成21年度から国の安心こども基金を活用し、私立認可保育所を中心に施設整備の取組を進め、平成24年までの4年間で約3,400人分の定員を拡大した。

しかしながら、認可保育所の本年4月入園では、申込者数が4,986人に達するなど、保育需要の高い状態が続いており、本年4月の保育待機児童は過去最多となった。

これに対処するため、今年度は1,550人の定員拡大を目標に取組を進めているが、現時点では概ね1,000人程度の確保について見通しが立った状況である。引き続き、提案型の条件整備によるさらなる誘致促進や民間施設を活用した分園の整備など、あらゆる手法を検討し、平成26年度早期の確実な目標達成を目指すこととする。

また、保育施設整備における中期的な取り組みにおいては、国の待機児童解消加速化プランの目標を念頭に、保育の質を確保しながら待機児童数を縮減させるため、各年度における整備量を想定する。

なお、国から詳細が発表される予定の保育緊急確保事業や都の補助制度等、自治体支援策を有効に活用し、一般財源負担を最小限に抑えながら整備に取り組んでいく。

2 待機児童数縮減に向けた目標設定について

(1) 待機児童数縮減に向けた取り組み

国の待機児童解消加速化プランでは、平成29年度末までに潜在的な保育ニーズも含め、保育待機児童を解消することを目標に掲げている。

区においても、あらゆる手法を検討し、保育施設整備を進め、国のプランを踏まえ、待機児童数の縮減を図る。

(2) 目標事業量及び整備量の想定

想定の方

認可保育園の入園申込数については、平成19~25年度の間、毎年300人程度増加を続けており、また、現在の保育サービス在籍者と待機児童数の合計は、子ども計画後期計画での保育利用意向率の想定を既に上回っている。この傾向が継続すれば、国の待機児童加速化プラン終了時の平成30年4月の入園申込者数は6,300人を超えるものと想定される。

そのため、平成30年4月時点における目標事業量を20,000人程度と想定し、平成26~29年度の整備量については、毎年度1,400名程度と想定する。

短時間保育サービスの整備

平成25年4月の待機児童数884人のうち162人(約18.3%)が区の実

施指数74以下であり、これらの短時間の保育ニーズに対し、認可保育所や認証保育所で応えることは、利用実態と比べ過大な整備となる懸念がある。

そのため、今後の認可保育所整備においては、開設時定員の5%程度の一時保育定員(0~2歳児中心)の整備を義務付ける(安心こども基金の補助対象であり、整備経費の追加措置は不要)。併せて、3歳以上の児童について、幼稚園の預かり保育の拡充により対応することを検討する。

今後の整備目標の検討

現在、子ども計画(第2期)策定に向け、保育サービス等の利用意向調査を実施中であり、子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度~31年度)の事業見込み量の公表(26年2月予定)に合わせ、目標数値を再検討する。

《参考》保育施設整備量と申込者数・待機児童数の予測

(平成)年/月	H26年度	H27/4	H28/4	H29/4	H30/4
入園申込者数 (a)傾向に基づく推計	5,270	5,575	5,861	6,127	6,375
一時保育整備累積 (B)=新規認可定員の5%	57	127	199	269	337
待機児算定母数 (A)=(a)-(B)	5,213	5,448	5,662	5,858	6,038
年度当初総定員 (C)=(前年のC)+(D)	14,356	15,739	17,173	18,572	19,927
入園可能数計 (E)=(前年の(C)×実績率)+(D)	4,849	5,123	5,449	5,700	5,934
指数20以下など (F)実績に基づき算出	114	104	102	103	104
想定待機児童数 (G)=(A)-(E+F) 国基準	(250)	(221)	(111)	(56)	(0)
(G)の達成に必要な整備量 (D)		(1,391)	(1,439)	(1,405)	(1,355)

平成26年度数値(前年度当初総定員12,814人、前年度整備数1,550人分が完了した場合の想定)

3 平成26年度の整備量の設定

(1) 平成26年度の整備量

平成26年度の整備量の設定は、上記の想定に基づき1,400人程度とする。

また、認可保育園整備に際しては、定員の5%程度の一時保育を併設して整備することを検討する。(一時保育の定員は、整備量及び目標事業量には含めない。)

(2) 26年度の整備量内訳

種別	類型	想定数	区分	想定定員	整備量	備考
認可 保育園	誘致型	5か所	国有地	120	560	財務省三宿宿舎
				70		東京税関世田谷寮
				120		(協議中)
			150	(協議中)		
			100	桜上水5丁目団地		
	提案型	14か所程度	提案型	840	840	60人を基準とする
(認証)	(2ヶ所)		(100)		(提案型の内数)	
					1,400程度	

国有地における整備については、別紙のとおり(協議中を除く)。

認証保育所は、子ども・子育て支援新制度における位置づけが不明確であり、都も今後の取り扱いについて未だ方針を打ち出していないため、国や都の動きを見極めつつ、認証保育所を提案型の内数として100人程度の整備を検討する。

(3) 経費概算

安心こども基金や都補助制度を活用し、運営事業者の整備経費の一部を補助する。

(国・都所有地の賃借料は、現在、不動産鑑定を実施中のため、今後協議する。)

整備箇所数：19か所程度(誘致型5か所、提案型14か所程度)

整備定員：1400人(誘致型560人程度、提案型840人程度)

整備補助想定額：約28億2900万円(特定財源：約21億4800万円)

提案型賃料補助：約1億5800万円(特定財源：約7900万円)

参考 運営費想定：約28億1900万円(特定財源：約10億1400万円)

欠員なしの想定額

4 今後の予定

- | | | | |
|-------|----|------|------------------------------------|
| 平成25年 | 9月 | 4日 | 福祉保健常任委員会報告(26年度保育整備と待機児解消目標) |
| 平成26年 | 1月 | 17日 | (政策会議(子ども・子育て支援事業計画 事業見込み量)) |
| | 2月 | 4・5日 | (五常任委員会報告(基本計画・新実施計画案)) |
| | | 5日 | 福祉保健常任委員会(子ども・子育て支援事業計画 事業見込み量の公表) |
| 平成26年 | 8月 | | (子ども計画(第2期)素案公表) |
| 平成27年 | 3月 | | (子ども計画(第2期)策定) |

平成27年度以降の整備量については、平成26年2月の子ども・子育て支援事業計画の事業見込み量の公表にあわせて修正する。

【別紙】

国有地を活用した私立認可保育園の整備（平成26年度）

1 整備地

	（仮称）三宿二丁目保育施設	（仮称）桜三丁目保育施設
所在地	三宿2 - 16	桜3 - 19
敷地面積	1,456.46㎡	725.04㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域 （建ぺい率60% / 容積率200%）	第1種中高層住居専用地域 （建ぺい率60% / 容積率200%）
現況	建物あり(今年度中に国が解体予定)	
今後の予定	平成26年4月 事業用定期借地権設定契約の締結	

2 整備手法等

整備方法	整備・運営事業者を公募する。 施設整備補助制度（安心こども基金等）を活用して事業者が整備する。	
対象事業者の 主な要件	資格要件：社会福祉法人等、いずれかの法人格を有すること 運営実績：以下のいずれかの施設の運営実績を有すること ・認可保育所（公設民営園での業務委託は除く。）を1年以上 ・東京都認証保育所（A型）を5年以上 ・世田谷区保育室を8年以上 ・乳児院を10年以上 ・児童養護施設（乳幼児が入所していない施設は除く。）を10年以上	
開設予定	平成27年4月1日	
想定定員	（1）三宿二丁目保育施設：120人程度（ひな壇状地のため変更の可能性あり） （2）桜三丁目保育施設：70人程度	
対象年齢	0歳若しくは1歳～5歳	
開所時間 （予定）	基本開所時間	午前7時15分～午後6時15分（11時間）
	延長保育時間	午後6時15分～午後8時15分（2時間延長）
土地貸借	区が定期借地契約（20年）を締結し、有償で借り受け、整備・運営事業者に転貸する。社会福祉法人等の公共的団体に対しては、運営実態を踏まえ、賃料負担の上限額を設定し、これを越える部分について補助金を交付する。	

3 誘致型整備における株式会社等の取り扱いについて

誘致型整備においては、社会福祉法人以外の法人格を有する運営事業者についても公募対象とするが、株式会社等の「公共的団体」に属さない一部の法人に対しては、以下の理由により賃借料の減免は実施しない。

「世田谷区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下、「区条例」という。）」では、「公共的団体」に該当しない株式会社等は無償・減額貸付をすることができる相手方とされていない。区が国から借り入れた土地は、区条例にいう財産に該当せず区条例は適用されないが、賃借権も財産に準じて区条例における取り扱いと同様にすることが適当である。

4 経費概算（想定）

安心子ども基金を活用し、整備経費の一部補助を行う。

（1）整備補助

補助金合計：3億2800万円 運営事業者が社会福祉法人等の場合に限る。

（内訳）特定財源：2億7900万円、区負担：4900万円

（2）賃借料

賃借料負担：国が実施する不動産鑑定の結果に基づき、今後、協議する。

5 スケジュール

平成25年	9月	4日	福祉保健常任委員会報告、近隣住民説明会
	10月		整備・運営事業者選定
平成26年	1月		整備・運営事業者決定
	3月		国による官舎解体工事完了
	4月		国と区の土地貸借契約
	5月		区と運営事業者の土地貸借契約、工事着工
平成27年	2月末		工事竣工
	4月		開園

【既に方針が決定している整備地の所在】

(仮称)三宿二丁目保育施設(三宿2-16)



(仮称)桜三丁目保育施設(桜1-19)

